

第1章 医療法

4 - (5) 診療所病床設置変更届

<p>1 事 案</p>	<p>(1) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号又は第2号に規定する診療所の療養病床又は一般病床（居宅医療、へき地医療、小児医療、周産期医療等）の病床数を増加させたとき（規則1条の14第7項3号）。</p> <p>(2) 診療所に療養病床又は一般病床を設置したものが、療養病床又は一般病床の病床数を減少させたとき、又は療養病床又は一般病床に係る病室の病床数を変更したとき（規則1条の14第7項4号）。</p> <p>(3) 新型インフルエンザ対策特別措置法第38条第1項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所の病床数、病床の種別、医師・看護師その他の従業員の定員、機能訓練室、病床の種別毎の病室数、各病室の病床数を変更したとき（規則1条の14第7項5号）。</p> <p>なお、病床に関する変更（病床数の変更[単純減を含む]、病床種別の変更、病室の構造の変更等）の相談があった際に、変更に伴い病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の変更がある場合は、必ず医療政策課へ相談すること。</p>
<p>2 根拠法令</p>	<p>法7条3項、令4条2項、則1条の14第7項3号、4号、5号</p>
<p>3 提出宛名</p>	<p>県知事（保健所長受理）</p>
<p>4 提出部数</p>	<p>2部</p>
<p>5 添付書類</p>	<p>(1) 建物の構造概要*1及び平面図</p> <p>*1：建物の構造概要 建物の平面図は変更前後を添付する。 病室の定員・面積等が変更となる場合は、病床種別・定員・病室面積・1床あたりの面積、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号に規定する病床を変更する場合は該当規定の名称、並びに全病室数、全病床数が記載された病室毎の一覧表。但し、これらが添付された開設届出事項の一部変更届又は開設許可事項の一部変更届のいずれかを同時に提出する場合は不要。</p> <p>(2) 変更内容が確認できる書類</p>
<p>6 事務処理</p>	<p>収受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳記入）</p>
<p>7 審査要領</p>	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 病床種別ごとの病室数・病床数と整合性が取れている。</p> <p>(3) 必要に応じ、開設届出事項の一部変更届又は開設許可事項の一部変更届が提出されているか。</p> <p>* H19.1.1以降に一般病床が許可制となったため、それ以前の一般病床については許可番号等は記載不要</p>
<p>8 備考</p>	

(様式4-(5))

診療所病床設置変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり変更したので、医療法施行令第4条第2項及び医療法施行規則第1条の14第7項第3号から第5号までの規定に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 開設の場所

3 一般病床設置届年月日又は療養病床
設置許可年月日及び許可指令番号 年 月 日
長崎県指令 第 号

4 変更年月日 年 月 日

5 変更の理由

6 変更した事項

(1) 変更前

(2) 変更後